経済産業省　中小企業庁

参考資料
企業取引研究会（第1回）資料２－２

各業界の商慣習等について

令和８年10月
中小企業庁

１．各業界における商慣習について

２．サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の状況について

令和７年度取引条件改善状況調査の概要

- 中小企業庁では、中小企業・小規模事業者における、事業者間（BtoB）の取引状況を把握するための「取引条件改善状況調査」を実施。※本調査では、製造委託等に該当する取引も該当しない取引も含まれうる。
- 調査内容は、取引適正化の重点５課題（価格決定方法の適正化、支払条件の改善、型取引の適正化、知的財産・ノウハウの保護、働き方改革のしわ寄せ防止）を中心とした、取引実態の把握に関する項目。
- 調査期間は令和７年12月～令和８年１月、調査対象者は受注側の立場にある中小企業98,000社、**回答企業数は13,683社**（回答率14.0%）

＜回答者（受注側企業）の業種＞

業種	件数	割合
建設業	862	6.3%
食品製造業	286	2.1%
繊維業	368	2.7%
建材・住宅設備業	132	1.0%
パルプ・紙・紙加工品製造業	341	2.5%
印刷業	500	3.7%
化学産業	356	2.6%

業種	件数	割合
金属産業	1,456	10.7%
機械製造業	587	4.3%
電機・情報通信機器製造業	412	3.0%
自動車・自動車部品製造業	403	3.0%
輸送用機械製造業	91	0.7%
その他の製造業	1,432	10.5%
コンテンツ産業	251	1.8%

業種	件数	割合
情報サービス業	809	5.9%
運輸業	442	3.2%
卸・小売業	1,073	7.9%
サービス業	2,114	15.5%
広告業	326	2.4%
その他非製造業	1,374	10.1%
総計	13,615	100.0%

※当該設問の回答者数数にて集計（回答者数の総計とは一致しない）

〈取引上の地位〉

N	完成品メーカー	1次下請	2次下請	3次下請	4次以下の下請
9,950	33%	41%	21%	3%	1%

〈資本金〉

N	1千万円以下	1千万円超5千万円以下	5千万円超1億円以下	1億円超3億円以下	3億円超10億円以下	10億円超
13,624	53%	35%	9%	2%	1%	0%

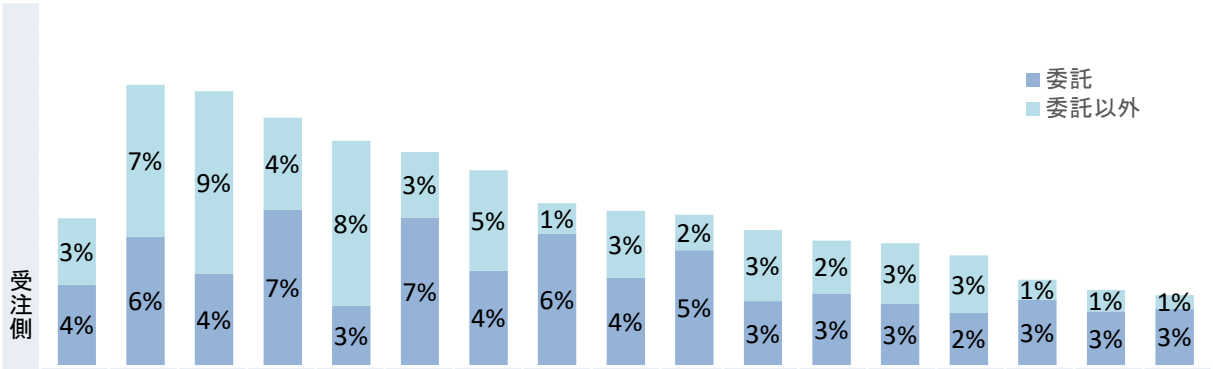
〈従業員数〉

N	5人以下	5人超20人以下	20人超50人以下	50人超100人以下	100人超300人以下	300人超
13,631	31%	32%	19%	9%	7%	2%

減額（歩引きやリベート等を含む）

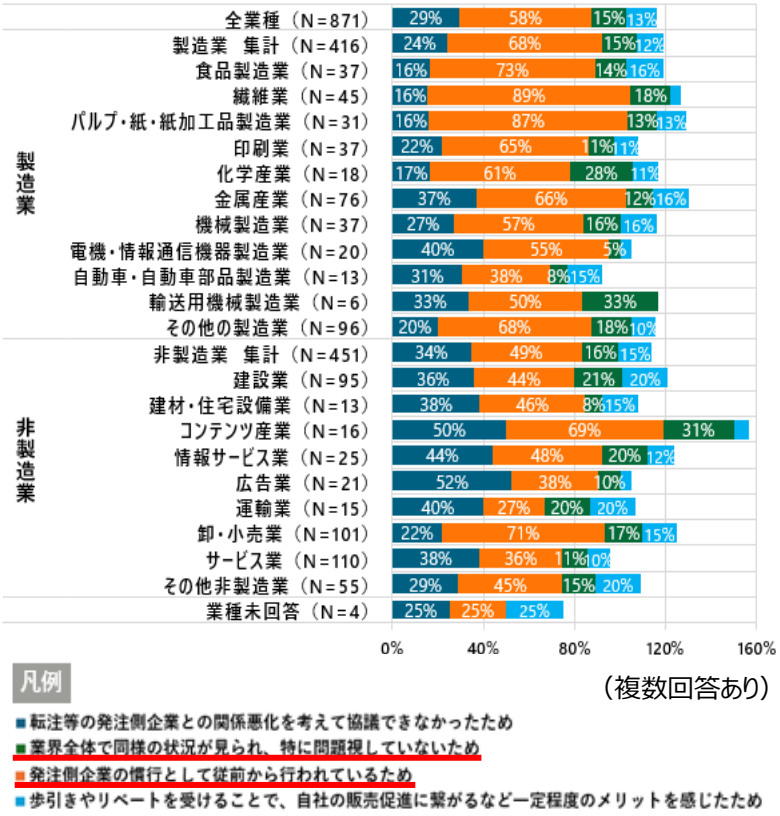
- 受注側企業において、**「減額を受けたことがある」と回答した企業が１割以上、かつ、委託の割合が5%を超えている業種**は、**「繊維業」**、**「建設業」**、及び**「建材・住宅設備業」**。
- 「**発注側企業の慣行として従来から減額が行われている**」ことを理由に、減額を受け入れる割合が高い。

減額をされたことがある割合



	全体	繊維業	食品製造業	建設業	卸・小売業	建材・住宅設備業	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷業	広告業	コンテンツ産業	機械製造業	サービス業	化学産業	電機・情報通信機器製造業	運輸業	自動車・自動車部品製造業	情報サービス業
合計	7%	13%	13%	12%	11%	10%	9%	8%	7%	7%	6%	6%	6%	5%	4%	4%	3%
N数	12,962	365	280	810	1,007	130	339	487	318	241	568	1,934	350	408	424	397	792
委託	4%	6%	4%	7%	3%	7%	4%	6%	4%	5%	3%	3%	3%	2%	3%	3%	3%
委託以外	3%	7%	9%	4%	8%	3%	5%	1%	3%	2%	3%	2%	3%	3%	1%	1%	1%

歩引きやリベート等の減額を受け入れた理由



（複数回答あり）

出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）

出典：中小企業庁　中小企業政策審議会経営支援分科会取引問題小委員会　資料1　取引Gメンによるヒアリング等調査結果（令和８年３月公表）

減額（歩引きやリベート等を含む）

最近の公取委による勧告事例

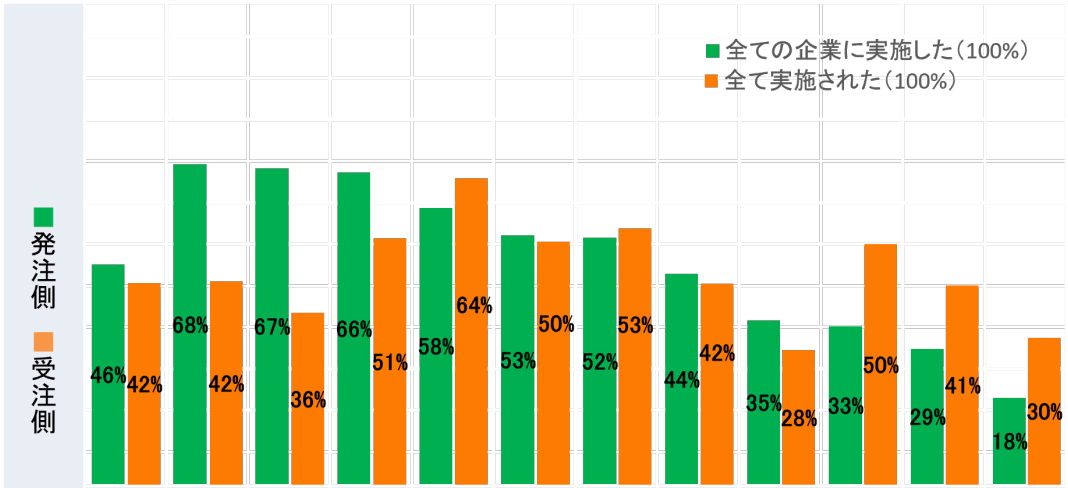
勧告対象事業者	違反行為類型	業種	概　要
株式会社トリドールホールディングス（R8.9.9）	**減額**	サービス業	食品の製造委託に関して、「システム利用料」の名目で代金を減じた。
天龍工業株式会社（R8.7.16）	①**減額** ②利益提供要請	輸送用機械製造業	輸送用機械の部品の製造委託に関して、 ①自社の原価低減のため「調整部品」の名目で代金を減じた。 ②金型等を無償で保管させた。
琉球倉庫運輸株式会社（R8.5.12）	**減額**	運輸業	貨物運送の委託に際して、基本運賃表を用いず、荷主等から支払われる代金に一定率を乗じて得た額を支払うことで代金を減じた。
株式会社長登屋（R8.2.2）	**減額**	食品製造業	菓子等の製造委託に関して、希望小売価格に一定率及び納入数量を乗じて得た金額及び仕入金額に一定率を乗じて得た金額を代金から減じていた。
杉本電機産業株式会社（R7.12.11）	①**減額** ②返品	卸・小売業	電気設備資材等の製造委託に関して、 ①「現金割引料」等の額を代金から減じた。 ②品質検査を行っていないのに瑕疵があるとして商品を返品をした。
南日本運輸倉庫株式会社（R7.12.4）	**減額**	運輸業	食品の運送委託に関して、「元請管理手数料」等の額を代金から減じた。
株式会社Olympic（R7.9.29）	**減額**	卸・小売業	食料品等の製造委託等に関して、「割戻し」の額、実費を超える振込手数料を代金から減じた。
株式会社ジェイテクト（R7.9.19）	**減額**	自動車・自動車部品製造業	自動車用部品等の製造委託に関して、実費を超える振込手数料を代金から減じた。
株式会社ヨドバシカメラ（R7.9.8）	**減額**	卸・小売業	家庭用電気製品等の製造等の委託に関して、リベート等の名目で代金を減じた。

（注）令和７年度・令和８年度の取適法・下請法の勧告事例を掲載。

型、治具等の無償保管

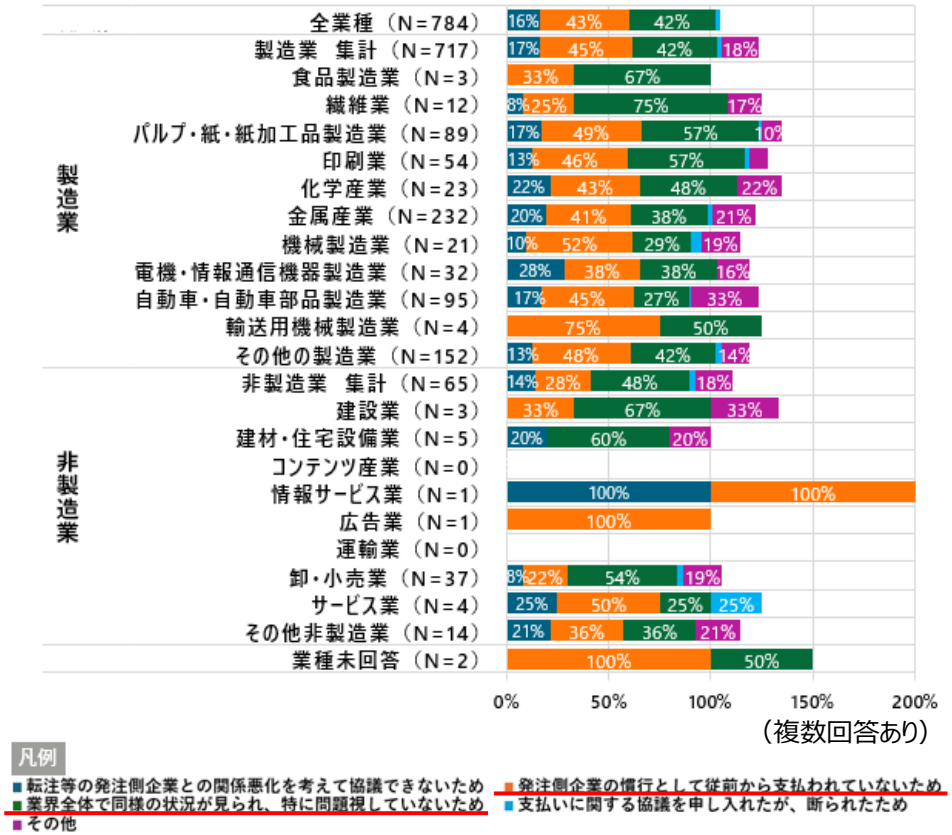
- 特に**化学産業や建材・住宅設備業、電機・情報通信機器製造業**において、**型の保管費用の支払状況につき、発注側よりも受注側の数値が10%以上低く**、双方の認識に相違がある。
- 型の保管費用の負担を受け入れた理由について、「**慣行として従来から支払われていない**」「**業界全体で同様の状況が見られ、特に問題視していない**」といった回答が多数みられる。

量産終了後の型の保管費用の支払状況



	全体	化学産業	建材・住宅設備業	電機・情報通信機器製造業	建設業	自動車・自動車部品製造業	機械製造業	金属産業	パルプ・紙・紙加工品製造業	輸送用機械製造業	卸・小売業	繊維業
発注側	46%	68%	67%	66%	58%	53%	52%	44%	35%	33%	29%	18%
発注側N	1,289	40	18	126	12	278	167	234	84	15	35	22
受注側	42%	42%	36%	51%	64%	50%	53%	42%	28%	50%	41%	30%
受注側N	1,640	45	14	86	11	216	62	486	147	12	75	23
差	+5pp	+25pp	+31pp	+15pp	-5pp	+2pp	-1pp	+3pp	+7pp	-17pp	-13pp	-12pp

型の保管費用の受注側負担を受け入れた理由



（複数回答あり）

出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）

出典：中小企業庁　中小企業政策審議会経営支援分科会取引問題小委員会　資料1　取引Gメンによるヒアリング等調査結果（令和８年３月公表）

型、治具等の無償保管

最近の公取委による勧告事例

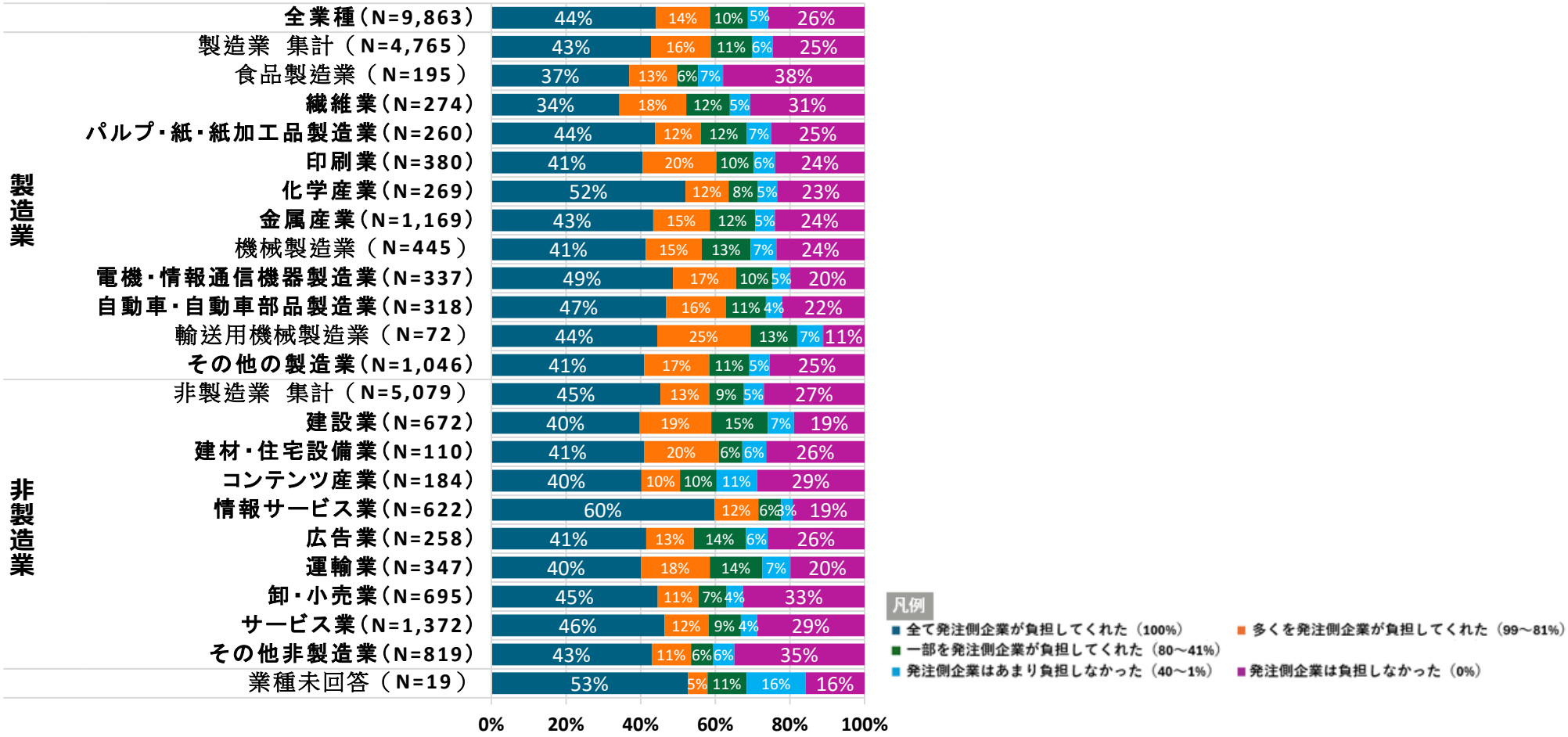
勧告対象事業者	違反行為類型	業種	概　要
株式会社ニチリン （R8.9.3）	**利益提供要請**	自動車・自動車部品製造業	自動車用ホース（二輪車用ホースを含む。）等の製造委託に関して、発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。
イリソ電子工業株式会社 （R8.7.24）	**利益提供要請**	電機・情報通信機器製造業	車載機器等に用いるコネクタ等の製造委託に関して、試験研究金型等又は製品用金型等を無償で保管させた。
HOYA株式会社 （R8.7.21）	**利益提供要請**	機械製造業	医療機器の部品の製造委託に関して、発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。
ダイヤモンド電機株式会社 （R8.7.17）	**利益提供要請**	自動車・自動車部品製造業	自動車部品又はエネルギーソリューション関連製品を構成する部品の製造委託に関して、金型を無償で保管させた。
天龍工業株式会社 （R8.7.16）	①減額 ②**利益提供要請**	輸送用機械製造業	輸送用機械の部品の製造委託に関して、 ①自社の原価低減のため「調整部品」の名目で代金を減じた。 ②金型等を無償で保管させた。
ミネベアアクセスソリューションズ株式会社 （R8.7.10）	**利益提供要請**	自動車・自動車部品製造業	①自動車部品等の部品の製造委託に関して、金型等を無償で保管させた。 ②特定運送委託に関して、荷役作業及び付帯業務を無償で行わせた。
株式会社タダノ （R8.7.9）	**利益提供要請**	機械製造業	建設用クレーン等の部品の製造委託に関して、 ①金型等を無償で保管させた。 ②棚卸作業を無償で行わせた。
株式会社ノーリツ （R8.7.8）	**利益提供要請**	建材・住宅設備業	給湯器等の部品の製造委託に関して、金型等を無償で保管させた。
株式会社ダイヘン （R8.6.26）	**利益提供要請**	電機・情報通信機器製造業	変圧器、産業用ロボット等の部品の製造委託に関して、金型等を無償で保管させた。

（注）令和８年度の取適法・下請法の勧告事例を掲載

契約後の仕様・納期変更/返品

- 発注者の働き方改革に関する対応の結果、急な仕様変更や短納期発注等が発生した場合に、そのコストを**発注者が全額負担していない割合が５割超**。
- 特に、**繊維業や食品製造業**において、発注者側が全額負担していない割合が高い。

急な仕様変更、短納期発注時のコスト負担



注）「発注側企業が当該社内に向け実施した働き方改革に関する対応の結果、受注側企業が短納期発注や急な仕様変更などを受けた場合、適正なコストを発注側企業が負担したか」に対する回答を集計。

出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）

契約後の仕様・納期変更/返品

最近の公取委による勧告事例

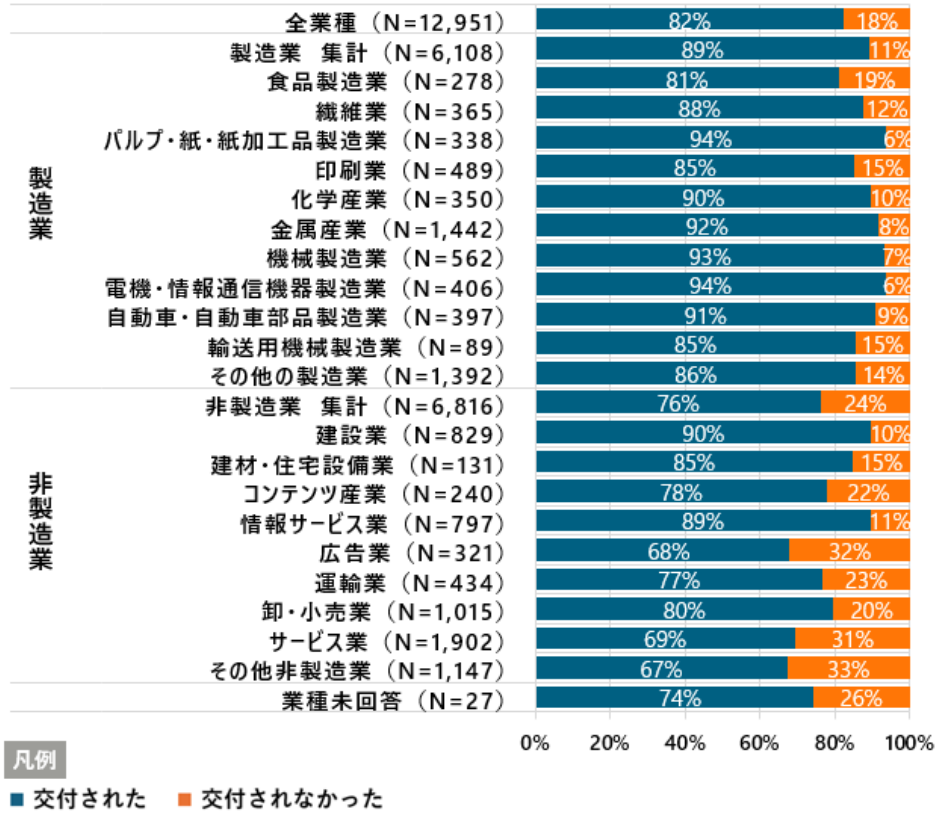
勧告対象事業者	違反行為類型	業種	概　要
東洋電装株式会社（R7.12.24）	①**返品** ②利益提供要請	自動車・自動車部品製造業	自動車用の電装部品等の製造委託に関して、 ①受入検査を行っていないのに瑕疵があるとして製品を返品した。 ②金型等を無償で保管させ、又は金型等の回収に係る費用を負担させた。
杉本電機産業株式会社（R7.12.11）	①減額 ②**返品**	卸・小売業	電気設備資材等の製造委託に関して、 ①「現金割引料」等の額を代金から減じた。 ②品質検査を行っていないのに瑕疵があるとして商品を返品をした。
岩機ダイカスト工業株式会社（R7.8.7）	**返品**	金属産業	アルミダイカスト製品等の製造委託に関して、あらかじめ当該商品に瑕疵があった場合の引取りの条件について合意なく、製品を返品した。また、受領から引取りまでの間に要した当該製品に係る加工費等の費用を負担させていた。
美里工業株式会社（R7.7.29）	①**返品** ②利益提供要請	自動車・自動車部品製造業	自動車用ミラー等の製品等の製造委託に関して、 ①品質検査を行っていないのに瑕疵があるとして商品を返品した。 ②発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。
不二サッシ株式会社（R7.7.24）	①**返品** ②利益提供要請	建材・住宅設備業	アルミサッシ等の製品を構成する部品の製造委託に関して、 ①受入検査を行っていないのに瑕疵があるとして製品を返品した。 ②発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。
日精樹脂工業株式会社（R7.5.13）	①利益提供要請 ②**給付内容変更**	機械製造業	射出成形機の部品の製造委託に関して、 ①発注を長期間行わないにもかかわらず、木型等を無償で保管させた。 ②責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消した。
佐藤商事株式会社（R7.4.21）	①**返品**	卸・小売業	金属製品等の製造委託に関して、品質検査を行っていないのに瑕疵があるとして商品を返品をした。

（注）令和７年度の下請法の勧告事例を掲載（令和８年度は勧告事例なし）。

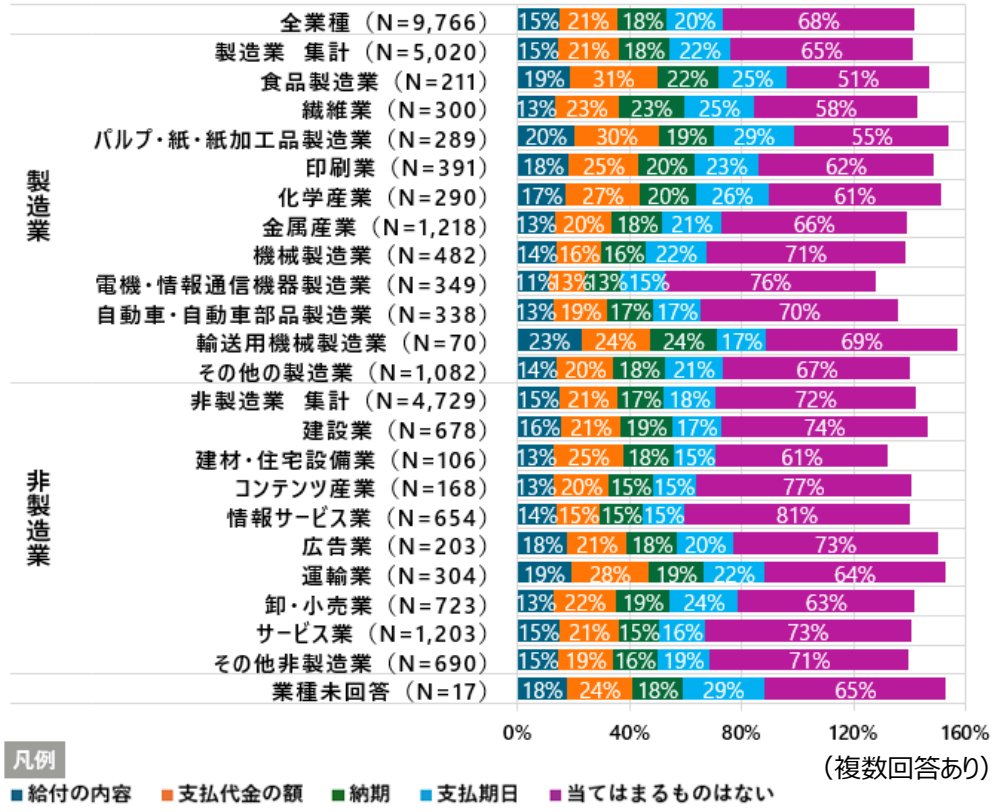
発注書面の不交付

- 全業種平均して**<u>２割弱の企業が発注書面が交付されなかった</u>**と回答。交付されなかった割合は、**<u>非製造業が比較的高く</u>**、特に、広告業等で未交付の割合が高い。
- 支払代金の額、支払期日の未記載が多い。

発注書面の交付



発注書面への未記載事項



出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）

原材料、在庫保管の強要

最近の公取委による勧告事例

勧告対象事業者	違反行為類型	業種	概　要
矢崎部品株式会社（R8.3.30）	**利益提供要請**	自動車・自動車部品製造業	自動車用部品の製造委託に関して、 ①金型等を無償で保管させた。 ②無償で製品サンプルを製造させ、及び保管させた。 ③無償で品質記録帳票類を保管させ、及び品質記録帳票類に係る書面を電磁的記録に変換して電磁的記録媒体に記録させた。
トヨタ自動車東日本株式会社（R7.10.31）	**利益提供要請**	自動車・自動車部品製造業	自動車部品等の製造委託に関して、 ①当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。 ②一括生産部品を無償で保管させた。

（注）令和７年度の下請法の勧告事例を掲載

知的財産権の帰属・侵害

- 知的財産権が関わる取引では、以下のような事例が確認されている。

NDA（秘密保持契約）

ＮＤＡの締結拒否

事例１
　NDAを締結するよう求めたが、取引が無くなる可能性を示唆され、NDAの締結を拒否された。
（プラスチック製品製造業）

片務的NDAの締結

事例３
　取引先側は当社の秘密情報を取引先のグループ会社に提供できる片務的な内容のNDAを締結させられた。
（プラスチック製品製造業）

事例５
　当社だけが秘密保持義務を負う片務的な内容のNDAを締結させられた。
（食品製造業）

開示要請

設計図面等の開示

事例16
　契約内容に含まれていないにもかかわらず、設計図面データ等を無償で提供させられた。
（印刷・同関連業）

工場見学等

事例19
　取引先による当社の工場見学において、製造技術に係るノウハウについて詳細な質問に回答させられた。
（パルプ・紙・紙加工品製造業）

産業データの開示

事例21
　当社が保有する機械の稼働時間や時間当たりの生産性等に係るデータを無償で提供させられた。
（鉄鋼業）

知的財産権の譲渡等

著作権の無償譲渡

事例25
　プログラムの著作権が、納品後、取引先に無償で譲渡される内容の契約書を締結させられた。
（情報サービス業）

著作権の帰属条項

事例29
　当社が動画を制作したにもかかわらず、制作した時点より、取引先に著作権が帰属する契約書を締結させられた。
（映像・音声・文字情報制作業）

中間成果物の譲渡

事例33
　制作過程で制作した絵コンテ等の中間成果物に係るデータを無償で提供させられた。
（映像・音声・文字情報制作業）

無償ライセンス

事例28
　当社が単独で取得した特許権を無償でライセンスすることを認めさせられた。
（専門サービス業）

著作者人格権の不行使

事例31
　取引先から著作者人格権の不行使が規定された契約の締結を要請され、修正を求めたが拒否された。
（情報サービス業）

※「著作者人格権」とは、著作権法に規定する公表権（同法第18条）、氏名表示権（同法第19条）及び同一性保持権（同法第20条）をいう。著作者に専属し、著作権と異なり譲渡することができない。

出典：公正取引委員会　知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（概要）（令和8年3月公表）

知的財産権の帰属・侵害

知的財産権等の対価設定

対価の一方的設定

事例38
取引先が提示する破格な安さの対価で、著作権を譲渡させられた。
（印刷・同関連業）

対価の不設定

事例45
設計図面の対価を請求することができず、協議の場を設けてもらうこともできない。
（プラスチック製品製造業）

対価設定方法の一方的決定

事例46
現状の著作権譲渡の対価設定方法に納得していないが、協議の場を設けてもらえない。
（専門サービス業）

無償の技術指導等

技術指導

事例48
無償で当社の製造技術に関する技術指導をさせられた。
（金属製品製造業）

技術検証（PoC）

事例51
システム開発に係る技術検証結果（成果物）について無償での提供を要請された。
（情報サービス業）

試作品製造

事例52
取引先から依頼された試作品の製造に係る人件費、原材料費、設備の改修費等について負担させられた。
（食料品製造業）

共同研究開発等

知的財産権の一方的帰属

事例60
共同研究開発で生み出された知的財産権が取引先のみに帰属する内容の契約を締結させられた。
（非鉄金属製造業）

名ばかり共同研究開発等

事例65
当社の技術で開発した成果物に係る知的財産権は全て取引先に帰属する内容の契約を締結させられた。
（電気機械器具製造業）

成果物の利用制限／最恵待遇条件

事例66
取引先と共同研究開発した工業製品について、一定期間における独占的な供給及び最恵待遇条件での供給を内容とする契約を締結させられた。
（化学工業）

その他

共有知的財産権の不利な取扱い

事例68
取引先との共有特許について、当社は特許権を実施できない内容の契約を締結させられた。
（金属製品製造業）

出願干渉

事例69
当社独自の発明を特許出願する旨報告したところ、共同出願にさせられた。
（化学工業）

知財訴訟等のリスク転嫁

事例71
取引先の指示により製造した製品が第三者の特許権を侵害した場合は、当社が一方的に損害賠償責任を負う内容の契約を締結させられた。
（金属製品製造業）

出典：公正取引委員会　知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（概要）（令和8年3月公表）

業界団体へのハイレベル要請の実施

- 令和７年２月以降、各省庁政務等から業界団体に対し、**価格転嫁を阻害する商習慣の見直し**、**サプライチェーン全体での取引適正化の推進**、**自主行動計画の改訂・遵守**等を含めた、**取引適正化に向けたハイレベル要請を実施**。

業種	業界団体名	対応者/時期	対応省庁
広告	**日本広告業協会** **日本アドバタイザーズ協会**	政務/R7.11	経済産業省
印刷	**日本印刷産業連合会**	政務/R7.11	経済産業省
金属	**日本鉄鋼連盟** **日本電線工業会** **日本アルミニウム協会** **日本伸銅協会**	局長/R7.10	経済産業省
電力	**送配電網協議会**	政務/R7.10	経済産業省
紙・紙加工	**日本製紙連合会** **全国段ボール工業組合連合会**	政務/R7.10	経済産業省
繊維	**日本繊維産業連盟**	政務/R7.10	経済産業省
化学	**日本化学工業協会　他**	政務/R7.10	経済産業省

業種	業界団体名	対応者/時期	対応省庁
流通	**日本スーパーマーケット協会　他**	政務/R7.4	経済産業省
機械製造	**日本産業機械工業会**	政務/R7.4	経済産業省
素形材	**日本バルブ工業会**	政務/R7.4	経済産業省
自動車	**日本自動車工業会** **日本自動車部品工業会**	政務/R7.4	経済産業省
トラック運送	**全日本トラック協会**	政務/R7.4	国土交通省
情報サービス・ソフトウエア	**情報サービス産業協会**	政務/R7.3	経済産業省
住宅	**住宅生産団体連合会**	局長/R7.3	国土交通省
電機・情報通信機器	**電子情報技術産業協会**	政務/R7.3	経済産業省
家具・建材・住宅設備	**日本建材・住宅設備産業協会**	政務/R7.3	経済産業省
放送コンテンツ	**放送コンテンツ適正取引推進協議会　他**	政務/R7.3	総務省
通信	**電気通信事業者協会**	政務/R7.3	総務省
食品製造	**食品産業センター**	政務/R7.2	農林水産省
建設	**日本建設業連合会** **全国建設業協会**	政務/R7.2	国土交通省

全20業種

１．各業界における商慣習について

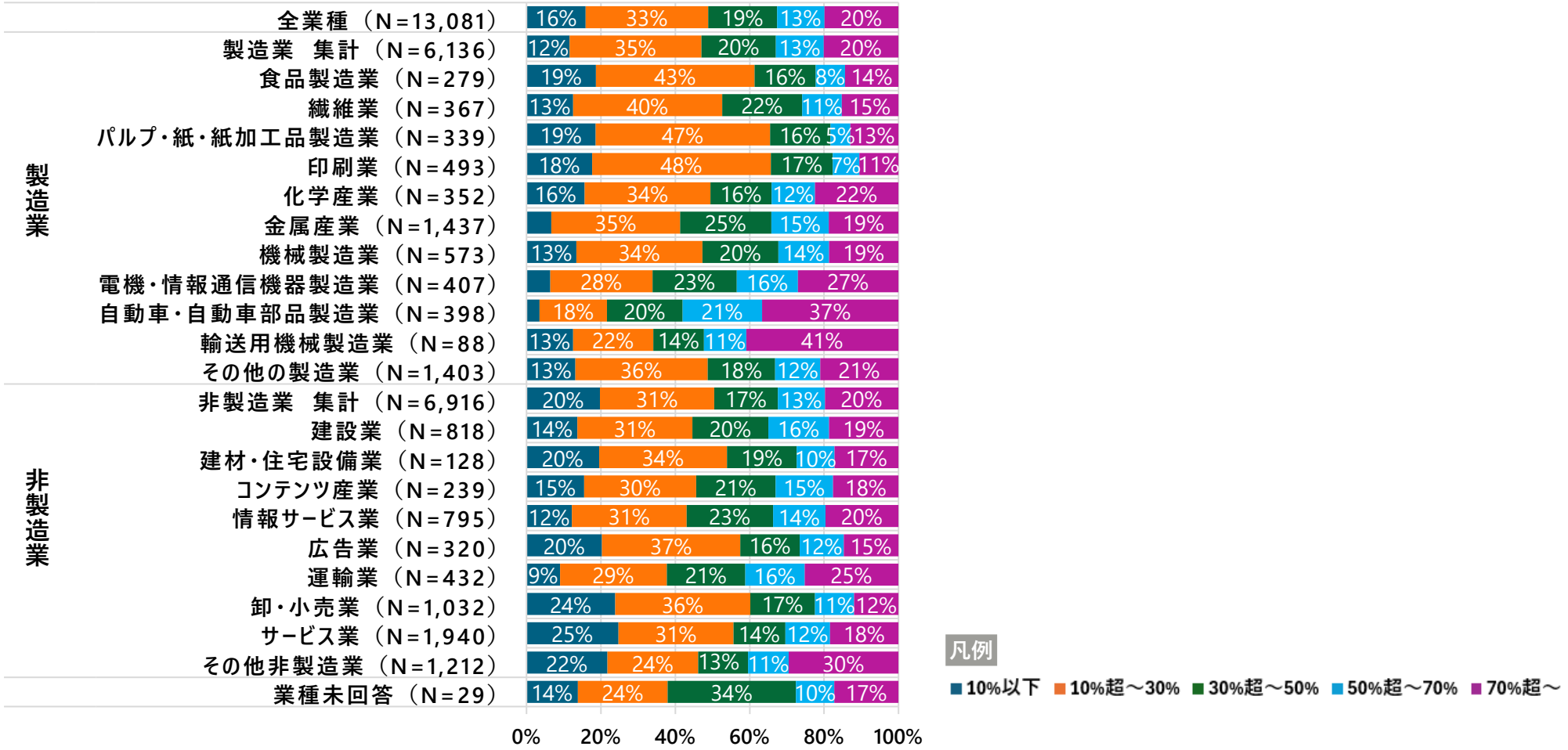
２．サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の状況について

業種別の取引依存度

- 全業種平均では、取引依存度10%超～30%と回答した企業が最も多い。
- 自動車・自動車部品製造業、輸送用機械製造業においては、特に発注側企業への取引依存度が高い（70%超）と回答した企業の割合が高い。

年間の取引金額が最も大きい発注側企業への依存度（取引シェア）※

※依存度（取引シェア）＝最も多く取引している発注側企業への販売額 ÷ 総売上高

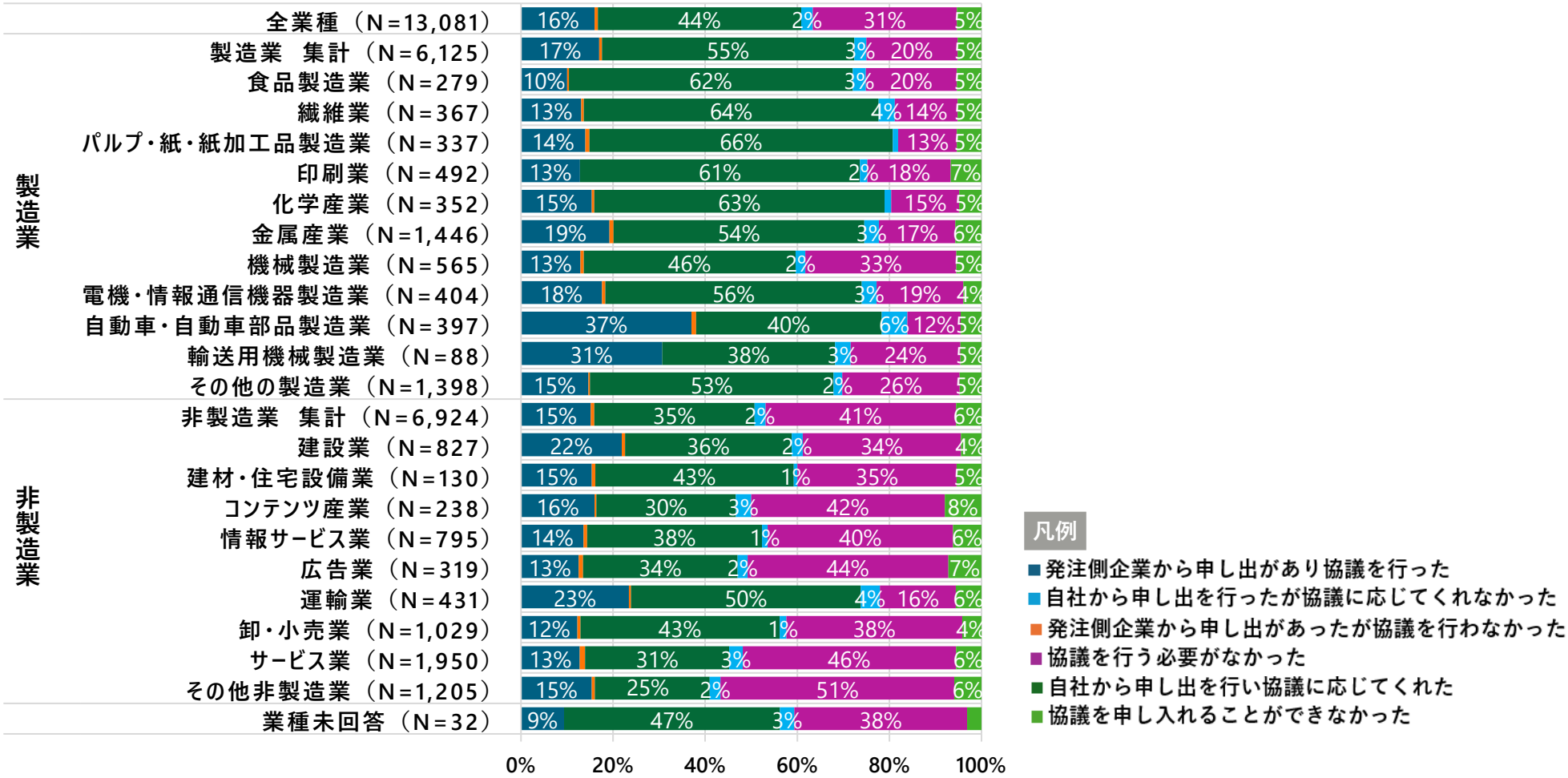


出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）

業種別の価格交渉の状況

- 全業種平均では、発注側企業からの申し出により協議を行った企業が16%。取引依存度が高い自動車・自動車部品製造業では、４割近くが発注側企業からの申し出を受け協議を行っている。

令和7年度に適用する単価の決定・改定における発注側企業との協議（コスト全般）

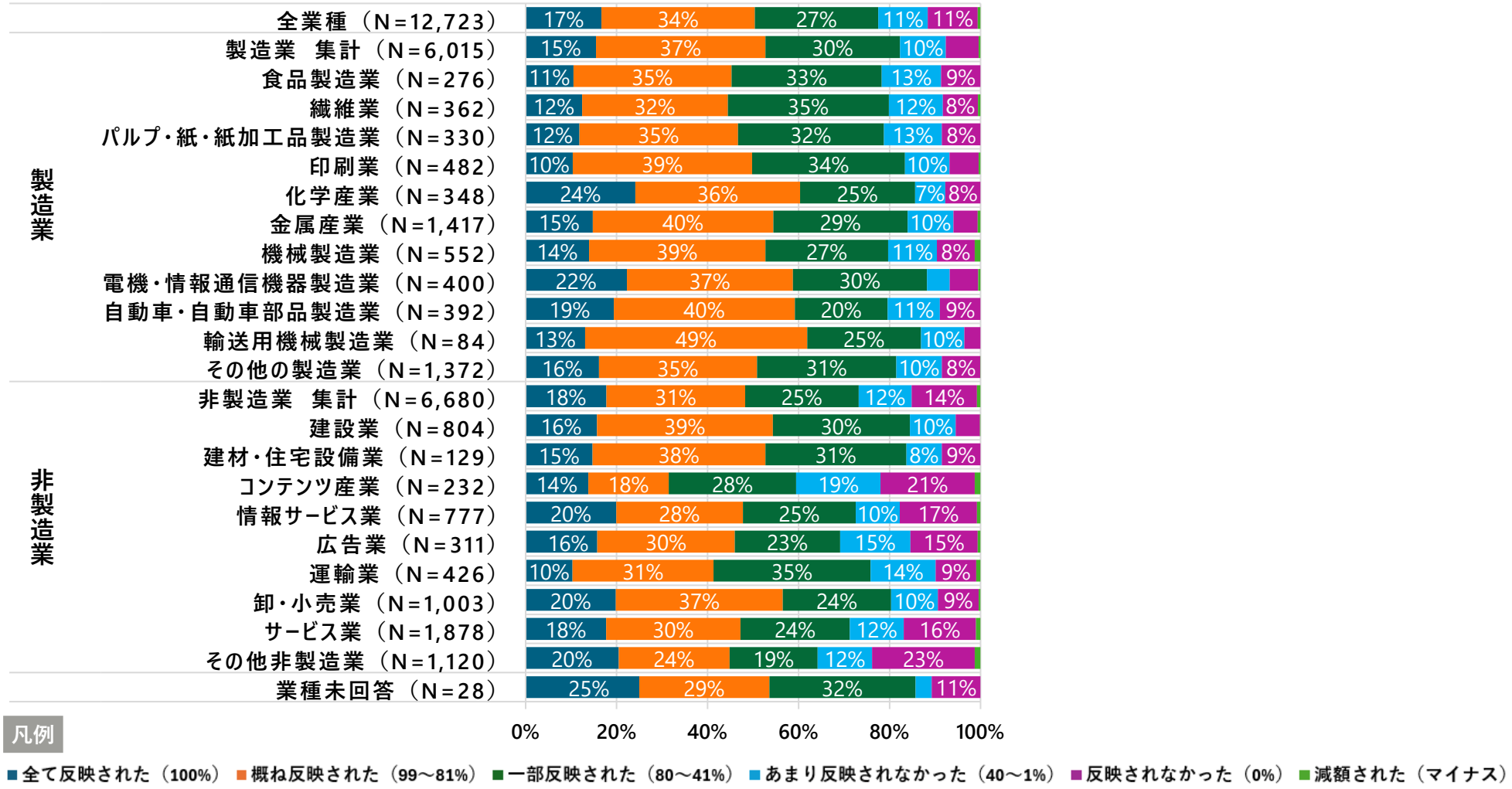


出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）

業種別の価格転嫁の状況

- 価格転嫁の状況について、概ね反映されたとする回答が最も多いが、コンテンツ産業、サービス業などでは、全く反映されなかったとする回答も約２割存在。

令和7年度に適用する単価の決定・改定における<u>コスト全般の反映状況</u>

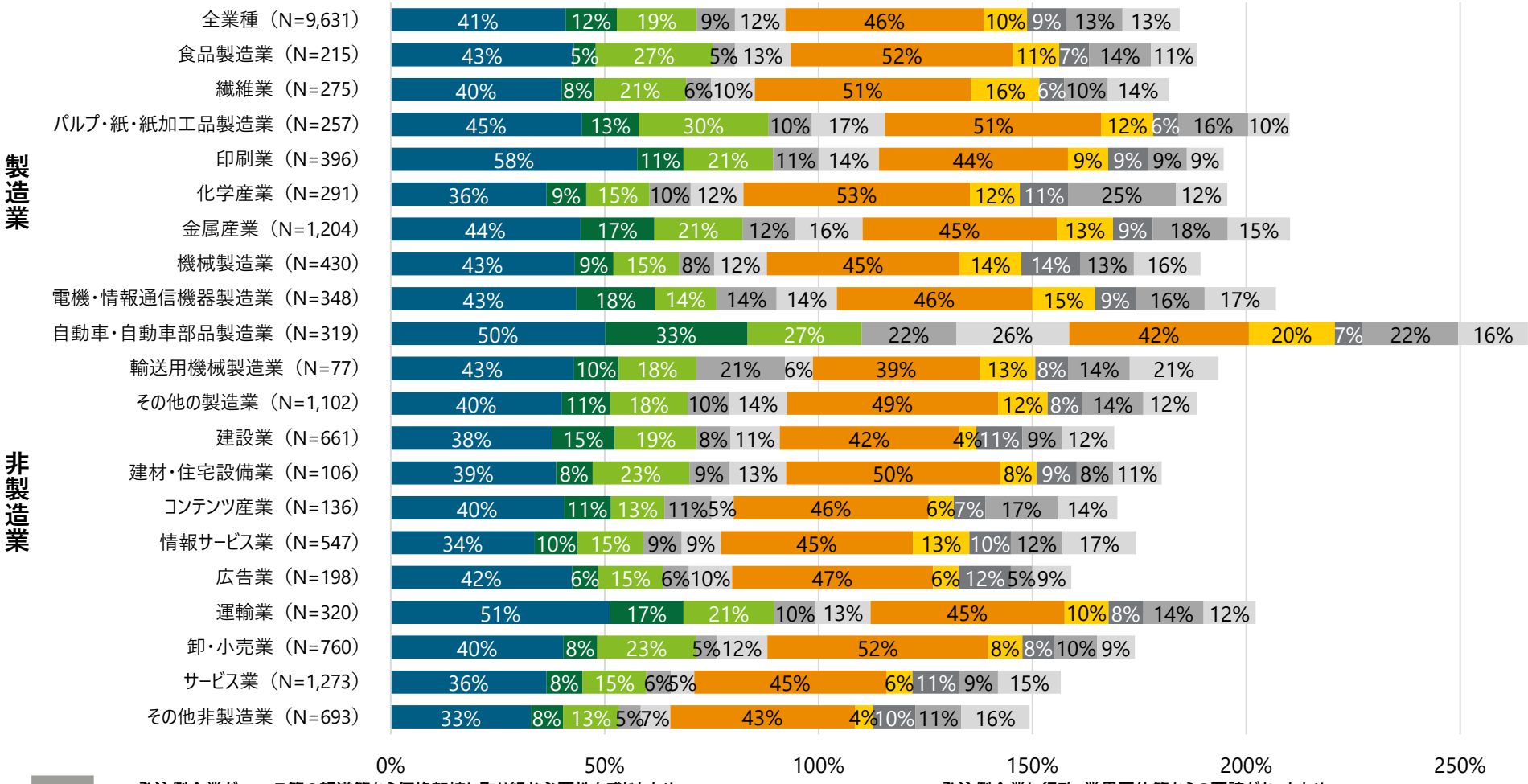


出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）

業種別の価格転嫁できた理由

- 価格転嫁ができた理由として、従来から転嫁に応じていたこと、発注側企業が報道等から必要性を感じたことを挙げる企業が多い。

変動コストを令和7年度の単価に反映できた理由【複数回答可】



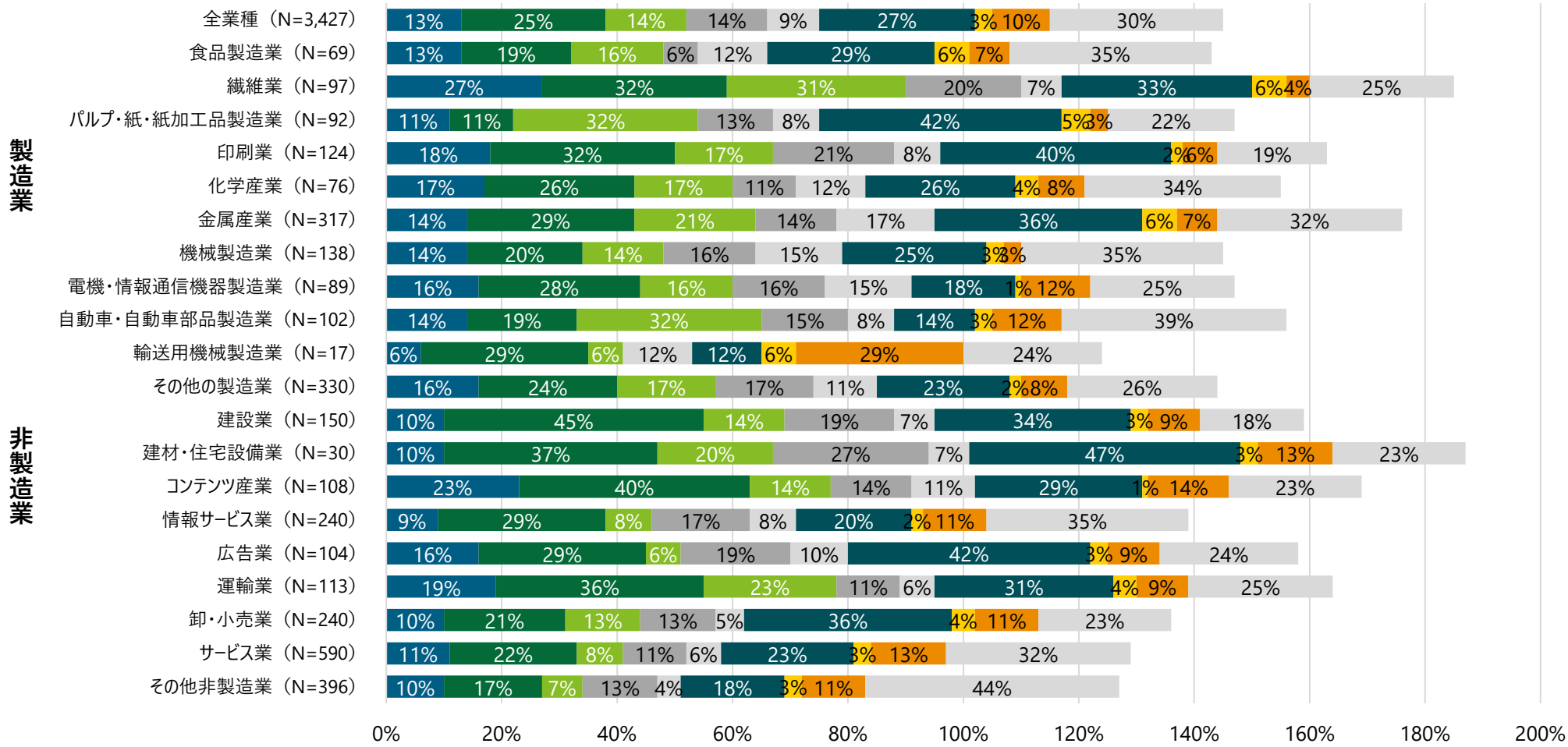
出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）を一部改変

19

業種別の価格転嫁できなかった理由

- 価格転嫁ができなかった理由として、発注側企業の予算内での対応が難しいこと、同業他社が多いことを挙げる企業が多い。

変動コストを令和7年度の単価に反映できなかった理由【複数回答可】



出典：中小企業庁　令和７年度取引条件改善状況調査　結果概要（令和８年７月公表）を一部改変

20

（参考）2026年３月　価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、**多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備**のため、2021年９月より**毎年９月と３月を「価格交渉促進月間」**と設定。2026年３月で**10回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉・転嫁**の実施状況等について、中小企業に対し、①**アンケート調査**、②**取引Ｇメンによるヒアリング**を実施。必要に応じて**業所管大臣名での行政指導**等に繋げていく。

①**アンケート調査**

○調査の内容
中小企業等に、**2025年10月～2026年３月末までの期間**における、発注者（最大３者分）との間の**価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先は、経済センサスの産業別・都道府県別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数　30万社

○調査期間　**2026年４月20日～６月３日**

○回答企業数　**69,625社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ**91,233社**）
※回答企業のうち、BtoC取引のみであり発注者となる取引先がないなどの理由により、回答対象外の企業は10,774社
※参考：**2025年９月**調査：**69,988社**（延べ86,538社）
2025年３月調査：**65,725社**（延べ76,894社）

○回収率　**23.2%**（※回答企業数／配布先の企業数）
※参考：2025年９月調査：**23.3%**、2025年３月調査：**21.9%**

②**取引Gメンによるヒアリング調査**

○調査の内容
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

（参考）価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の**差が僅かに縮小**。**交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向**にある。

順位	業種	交渉平均点	
－	全体	7.39	(7.30)
1位	製薬	↑↑↑ 8.49	(7.22)
2位	造船	↑ 7.92	(7.58)
3位	建設	↓ 7.82	(7.96)
4位	化学	↓ 7.81	(7.94)
5位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 7.80	(7.55)
6位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 7.76	(7.39)
7位	広告	↑↑ 7.70	(7.07)
8位	通信	↑↑ 7.66	(7.11)
9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 7.58	(6.67)
10位	電機・情報通信機器	↑ 7.57	(7.26)
11位	金融・保険	↑↑ 7.52	(6.95)
12位	自動車・自動車部品	↑ 7.42	(7.29)
13位	食品製造	↑ 7.41	(7.14)
14位	機械製造	↑ 7.35	(7.13)
15位	卸売	↑ 7.31	(7.28)
16位	飲食サービス	↑ 7.28	(7.09)
17位	不動産業・物品賃貸業	↓ 7.25	(7.26)
18位	警備	－ 7.23	－
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 7.22	(6.98)
20位	小売	↑ 7.20	(7.05)
21位	放送コンテンツ	↑ 7.01	(6.77)
22位	金属	↓ 6.99	(7.05)
23位	農業・林業	↓ 6.95	(7.13)
24位	建材・住宅設備	↑↑ 6.93	(6.27)
25位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 6.88	(6.35)
26位	繊維	↑ 6.84	(6.38)
27位	印刷	↑ 6.81	(6.48)
28位	紙・紙加工	↑ 6.78	(6.57)
29位	廃棄物処理	↑↑ 6.54	(5.90)
30位	生活関連サービス	↑ 6.48	(6.42)
31位	ビルメンテナンス	－ 6.35	－
32位	トラック運送	↑↑ 6.27	(5.60)
－	その他	－	

※（）内は2025年９月の平均点を示す。９月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑／↓：0.5未満 上昇／下落、 ↑↑／↓↓：0.5以上～1.0未満 上昇／下落、
↑↑↑／↓↓↓：1.0以上 上昇／下落

※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	**質問②** 交渉申し入れ有無	**質問③** 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが**あった**	－	10点
	申し入れが**なかった**	－	8点
行われなかった	申し入れが**あった**	**コストが上昇せず、交渉は不要と判断**し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、**交渉は不要と判断**し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、**交渉は不要と判断**し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、**発注量減少や取引停止を恐れ**、辞退したため	5点
	申し入れが**なかった**	**コストが上昇せず、交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、**交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、**交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、**発注量減少や取引停止を恐れ**、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、**交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**ため	－10点

出典：中小企業庁　2026年３月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果（令和８年６月公表）

（参考）価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、**転嫁率が数ポイントずつ上昇**し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、廃棄物処理、農業・林業などは、昨年９月時点と**ほぼ横ばい**の結果となっている。

2026年３月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
全体			↑ 54.2% (53.5%)	↑ 55.7% (55.0%)	↓ 48.9% (48.9%)	↑ 50.0% (50.0%)
業種別	1位	化学	↓ 65.9% (66.7%)	↑ 69.7% (69.6%)	↓ 62.4% (62.5%)	↓ 60.0% (60.6%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 63.6% (60.6%)	↑ 67.7% (64.5%)	↑ 56.5% (54.9%)	↑ 56.9% (56.0%)
	3位	造船	↑ 62.4% (59.4%)	↑ 64.9% (63.9%)	↑ 57.0% (55.1%)	↑ 56.9% (54.1%)
	4位	飲食サービス	↑ 62.0% (57.2%)	↑ 62.7% (60.7%)	↑ 52.2% (48.4%)	↑ 53.0% (48.5%)
	5位	機械製造	↑ 61.4% (59.4%)	↑ 65.7% (64.8%)	↑ 56.5% (55.2%)	↑ 56.4% (54.5%)
	6位	自動車・自動車部品	↑ 61.2% (58.9%)	↑ 67.8% (64.9%)	↑ 59.4% (56.0%)	↑ 58.1% (56.1%)
	7位	食品製造	↑ 59.5% (59.3%)	↑ 61.9% (60.2%)	↑ 53.2% (53.1%)	↓ 52.6% (53.2%)
	8位	製薬	↑↑↑ 57.2% (46.7%)	↑↑ 57.6% (50.8%)	↑↑ 52.6% (46.0%)	↑↑ 51.1% (42.6%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 56.7% (50.9%)	↑↑ 51.3% (46.1%)	↑↑ 49.4% (43.2%)	↑↑ 56.4% (51.3%)
	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.5% (52.9%)	↑ 56.3% (52.2%)	↑ 52.1% (48.6%)	↑↑ 54.8% (47.7%)
	11位	金融・保険	↑ 56.5% (56.2%)	↓ 54.4% (58.6%)	↓ 49.2% (54.0%)	↓ 54.5% (56.0%)
	12位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 56.2% (52.7%)	↑ 57.6% (53.2%)	↑ 52.2% (49.3%)	↑ 53.4% (50.5%)
	13位	金属	↑ 55.1% (54.2%)	↑ 59.6% (58.5%)	↑ 49.5% (49.4%)	↑ 49.3% (48.9%)
	14位	石油製品・石炭製品製造	↑ 54.7% (50.0%)	↑↑ 61.5% (55.6%)	↑ 48.7% (44.9%)	↑ 49.1% (44.6%)
	15位	卸売	↑ 54.6% (54.1%)	↑ 55.7% (55.7%)	↓ 47.8% (49.4%)	↓ 47.2% (48.6%)
	16位	小売	↑ 54.3% (54.0%)	↑ 56.0% (55.7%)	↑ 48.7% (48.3%)	↓ 47.3% (48.0%)
	17位	紙・紙加工	↑ 53.4% (50.0%)	↑ 54.2% (53.2%)	↑ 47.5% (45.5%)	↑ 47.6% (44.7%)
	18位	建設	↓ 53.0% (53.2%)	↓ 53.9% (53.9%)	↓ 48.5% (49.8%)	↓ 50.5% (51.6%)
	19位	不動産業・物品賃貸業	↑ 52.9% (51.7%)	↑ 51.9% (51.3%)	↓ 47.1% (47.2%)	↑ 50.2% (48.3%)
	20位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.8% (52.4%)	↓ 49.4% (49.9%)	↑ 48.1% (45.8%)	↑ 49.2% (48.9%)
	21位	印刷	↑ 51.7% (49.9%)	↑ 52.3% (49.8%)	↑ 44.0% (42.7%)	↓ 42.0% (44.0%)
	22位	警備	－ 50.5% －	－ 42.0% －	－ 38.6% －	－ 49.7% －
	23位	繊維	↑ 50.2% (48.1%)	↑ 52.6% (51.6%)	↑ 44.8% (44.6%)	↑ 44.8% (44.8%)
	24位	生活関連サービス	↑ 49.3% (48.9%)	↓ 48.1% (49.8%)	↑ 43.0% (42.3%)	↑ 44.8% (44.2%)
	25位	建材・住宅設備	↑ 48.9% (47.2%)	↑ 51.7% (48.9%)	↑ 42.7% (40.9%)	↑ 42.5% (41.6%)
	26位	通信	↑ 48.1% (46.6%)	↑ 46.6% (46.6%)	↓ 41.8% (43.4%)	↑ 47.6% (45.9%)
	27位	広告	↑ 44.0% (43.4%)	↑ 43.9% (43.6%)	↑ 35.2% (33.5%)	↓ 42.2% (42.8%)
	28位	農業・林業	↑ 42.4% (42.3%)	↑ 43.3% (41.9%)	↑ 38.9% (38.7%)	↑ 38.3% (38.1%)
	29位	廃棄物処理	↑ 42.0% (41.1%)	↑ 40.4% (38.0%)	↑ 39.5% (36.0%)	↑ 37.8% (34.9%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 41.4% (40.1%)	↓ 38.3% (41.6%)	↓ 33.0% (34.2%)	↑ 37.9% (37.7%)
	31位	ビルメンテナンス	－ 40.2% －	－ 36.0% －	－ 34.2% －	－ 39.9% －
	32位	トラック運送	↓ 34.5% (34.7%)	↓ 31.0% (31.3%)	↑ 31.4% (30.4%)	↑ 31.3% (31.0%)
	－	その他	－	－	－	－

※2025年９月時点との変化幅と矢印の数の関係　↑／↓：～４ポイント上昇／下落、↑↑／↓↓：５～９ポイント上昇／下落、↑↑↑／↓↓↓：10ポイント以上上昇／下落
※（）内は前回の転嫁率を示す。

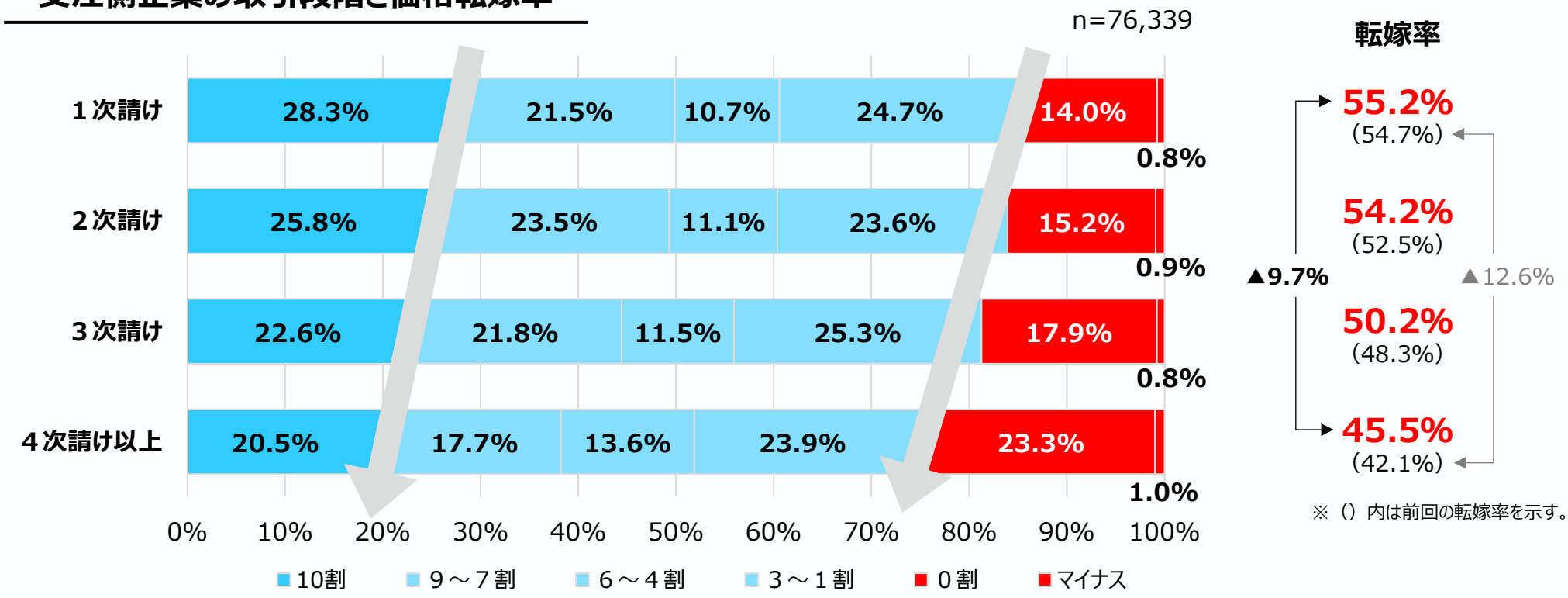
出典：中小企業庁　2026年３月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果（令和８年６月公表）

（参考）サプライチェーンの各取引段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、**最終製品・サービスを提供する企業**から数え、**どの取引段階に位置しているか**」との質問への回答を集計したもの。

- **価格転嫁率**は、**１次請けの企業は５割超（55.2%）**に対し、**４次請け以上の企業は４割程度（45.5%）**。
- いずれの段階においても、前回と比較して**転嫁率は上昇傾向**にあり、１次請けの企業と４次請け以上の企業の**転嫁率の差は縮小**した。
- 一方、引き続き、受注側企業の**取引段階が深くなるにつれて価格転嫁率が低くなる**傾向がみられ、特に、**４次請け以上の階層**においては、「**全く転嫁できなかった**」又は「**減額された**」企業は、**２割強**（24.3%）。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



※（）内は前回の転嫁率を示す。

出典：中小企業庁　2026年３月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果（令和８年６月公表）

流通段階を含む多重構造における取引実態の調査（案）

- これまで企業取引研究会では、取適法対象取引へのルール整備についてご議論いただいてきたところであるが、サプライチェーンのより深い層まで含め価格転嫁・取引適正化を一層進めるためには、サプライチェーンの多重構造も含めて検討を深めていくべきとの指摘をいただいている。
- 特に、我が国のサプライチェーンでの取引では、製造・加工・物流・卸等、多様な機能を担う事業者が関与しているが、必ずしもその取引実態については明らかではない。
- このため、サプライチェーン全体を通じた価格転嫁・取引適正化を一層進める観点から、多重構造の実態、各事業者が果たしている役割、取引の内容や条件等について調査を行う。

これまでのヒアリング等により得られた指摘の例

○他の事業者が介在するため、自社の技術力や品質、ノウハウ等の付加価値が本来の発注者に伝わらず、価格転嫁に結びつかない。
○商品や役務の内容・品質についてほとんど評価せず、他社商品の価格との単純比較で一方的に価格設定がされてしまう。
○取適法の規制が強化されたことに伴い、一部の発注者では、取適法の対象外となる事業者に取引先を変更する動きがある。
○事業者からの支払いサイトが60日超だが、取適法や支払告示の対象外となる取引であるため、改善を言い出せない。

アンケート調査の概要

調査目的	流通段階を含む多重構造における取引実態の把握
主な調査事項	多重構造の間に存在する事業者等の有する機能や取引への関与形態、価格転嫁の状況、支払条件等
調査期間	令和８年１０月～令和８年１２月
調査対象	中小製造業者　約４０，０００者